

最高裁秘書第2395号

平成30年6月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

(理由説明書の写しについて(送付))

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度(最情) 諒問第11号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

平成30年6月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

6月5日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、市販されている書籍の記載を理由に、本件開示申出文書が存在するといえる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

民事訴訟において弁論を終結してから2か月以内に判決を出さない場合、どこにどのような報告をしなければならないかが分かる文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして、5月8日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出文書について、申出書記載のとおり「民事訴訟において弁論

を終結してから 2 か月以内に判決を出さない場合、どこにどのような報告をしなければならないかが分かる文書（最新版）」と特定した上、最高裁判所内において対象文書を探索したところ、そのような文書は、作成又は取得されていなかった。

イ 申出人は、市販されている書籍の記載を理由に、本件開示申出文書が存在すると主張するが、この記載は、具体的な根拠を示すものではないから、当該文書が存在する根拠となるものではない。

ウ なお、判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から 2 か月以内にしなければならない旨の規定があるが（民事訴訟法第 251 条第 1 項本文），この規定は、訓示規定にとどまり、この期間を経過した後に言渡しがされても、判決の効力には影響がないと解されているから、最高裁判所に本件開示申出文書が存在しないとしても、不合理ではない。

エ したがって、本件開示申出文書は、作成又は取得していないとして不開示とした原判断は相当である。